

前年度社会福祉大会決議事項の結果

令和7年10月22日に開催した第72回富山県社会福祉大会における決議事項について、富山県、富山県議会など関係方面に要望書を手渡し、その実現を強く要望しました。その結果の概要は次のとおりです。

1. 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の基盤強化と包括的な支援の提供について

(1) ケアネットセンター運営費補助基準上限額の撤廃など地域総合福祉推進事業「ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業」の充実強化

（要望した結果報告）

- ・「ケアネット21事業」については、引き続き実施地区数が増加するよう支援するとともに、専門職（機関）と連携するケアネット活動コーディネーターを対象とした研修、あるいはケアネットチームの中核となる地域リーダー養成の取組みに対して助成するなど、ケアネット活動の質的な向上を支援していくこととされている。

(2) 包括的支援体制の整備に向けた市町村への地域福祉計画策定支援並びに『重層的支援体制整備事業』の推進及び都道府県後方支援事業等の拡充

（要望した結果報告）

- ・重層的支援体制整備事業については、各市町村の実情に応じた包括的な支援体制の整備が進められている。市町村において、ケアネット活動を基盤とした包括的支援体制の整備が速やかに進められるよう、国の動向も注視しながら、引き続き支援していくこととされている。

(3) 生活困窮者の増加や問題の複雑化等に対応するため、生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の強化及び相談支援員等への研修の充実

（要望した結果報告）

- ・生活困窮者の自立に向け、切れ目のない支援が行き渡るよう、市町村や社会福祉協議会の自立相談支援機関とも十分に連携を図りながら対応するとともに、関係機関との連携を一層強化し、支援者研修の実施や早期の相談支援、見守り体制の充実に努めることとされている。

(4) 市町村社会福祉協議会の組織・機能強化への支援拡充

（要望した結果報告）

- ・福祉に対するニーズがますます多様化・複雑化する中、市町村社協の果たす役割は大きなものであることから、国の動向を踏まえながら必要な支援を行うこととされている。

(5) 民生委員・児童委員活動に対する関心と理解を醸成するための広報の強化及び活動環境の充実整備並びに地域活動に必要な知識習得を図る研修の充実

— (要望した結果報告) —

- ・地域住民に最も身近な福祉活動の担い手である民生委員・児童委員の活動については、引き続き広く県民に周知を図るとともに、関係団体との連携強化に努めることとされている。
- ・地域住民が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、民生委員・児童委員に求められる知識や能力も高度化しており、民生委員・児童委員が地域での活動に必要な知識を習得できるよう、レベルに応じた研修目標を定め、引き続き研修内容の充実に努めることとされている。

(6) 日常生活自立支援事業の利用希望者の増加や福祉・生活課題の複雑化・複合化に対応するための実施体制の強化

— (要望した結果報告) —

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業については、全市町村社協で実施体制が整備されているところである。専門員の配置支援については、利用者数の増加状況を考慮し、所要額を確保するとともに、相談件数の増加状況と国の支援動向に注視しつつ、引き続き必要な支援を行うこととされている。

(7) 成年後見制度利用促進のための中核機関の体制整備、法人後見の実施体制に関する支援など、総合的かつ計画的な権利擁護支援体制の構築

— (要望した結果報告) —

- ・市町村における体制整備に向け、働きかけを行うとともに、人材育成等に関する取り組みや中核機関職員・市町村職員等の関係者の資質向上に資する研修の実施等、必要な支援に努めることとされている。

(8) 身寄りのない高齢者等を地域で支える権利擁護体制の構築

— (要望した結果報告) —

- ・市町村が行う市民後見人等の権利擁護人材の養成・資質向上の取り組みへの支援や、高齢者虐待対応に関する社会福祉士や弁護士などの専門職の市町村への派遣等を通して、体制の構築に努めることとされている。

(9) 障害者が安心して暮らせる地域づくりや生活に必要なサービス及び施設・拠点等の
拡充・確保

— (要望した結果報告) —

- ・老朽化した福祉施設の建替えやグループホーム・生活介護事業所等の設置に対する補助のほか、新たに事業所として開設する際に必要となる初度の備品購入に係る経費の支援などを行ってきており、今後も、障害のある人が、安心して暮らせる地域づくりや生活に必要なサービス及び施設・拠点等の充実・確保を支援していくこととされている。

(10) 障害者の働く場の確保・雇用の拡大・工賃向上に向けた取り組み及び就労支援体制
のより一層の強化

— (要望した結果報告) —

- ・工賃向上支援計画を策定し、産業界等の協力も得ながら官民一体となった取組を推進するとともに、県の工賃向上に資する具体的な方策を定め、その方策に基づき支援することとされている。

(11) すべての子どもの育ちを支えるため保育・社会的養護関係施策の充実、ひとり親家庭及び児童養護施設退所者等の自立に対する支援強化、ヤングケアラー等に対する地域の相談支援体制の充実

— (要望した結果報告) —

- ・ひとり親家庭の自立に対する支援強化のため、児童扶養手当の支給、医療費の助成、修学資金等の貸付、放課後児童クラブ利用料等の助成、養育費の履行確保に向けた取組みへの支援などの「経済的支援」や、就業相談や就業支援講習会の開催、資格取得に係る給付金の支給、償還免除付き住宅支援資金貸付などの「就労支援」が実施されている。
- ・令和7年度から11年度を期間とする新たな「富山県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養護関係施策の充実や児童養護施設退所者等の自立に対する支援に取り組むこととされている。令和7年4月に「富山県こども総合サポートプラザ」を開設し、ワンストップの相談体制を構築されたところである。また、県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に「相談・援助（富山児童相談所）」、「こころのケア・生活支援（児童心理治療施設）」、「学習環境（学びの場）」の機能を持つ3施設を集約した「こども安心センター（仮称）」を整備し、各施設が連携して心理的な困難を抱えるこどもに対し専門的なケアや生活支援等の包括的な支援が行える体制とすることとされている。
- ・ヤングケアラー支援については、早期把握・適切な支援のための体制整備とあわせ、県民のヤングケアラーに関する理解・認知度を高めることで、本人の自覚や、周囲の大人への支援の必要性の認識の向上につなげることとされている。また、ヤングケアラーが存在する家庭へのヘルパー派遣により、負担軽減を図ることとされている。

2. 福祉人材の確保・定着、育成について

(1) 富山県福祉人材センター及び富山県保育士・保育所支援センターの機能強化

(要望した結果報告)

- ・高校生を対象とした出前講座等による若者等への介護の魅力PRや、学費等の貸付による資格取得支援、専門相談員の配置による就労支援の強化や中堅職員の表彰等による職場定着支援など、総合的な福祉・介護人材の確保における富山県福祉人材センターの役割は非常に大きいところであり、各種の福祉人材確保対策事業の実施に向けた予算措置などを通じて、引き続き支援することとされている。
- ・富山県保育士・保育所支援センターにおいては、保育士等からの相談対応、潜在保育士の掘り起こしやマッチング、経営者を対象とした研修や就職準備金・修学資金の貸付事業などが実施されているところであり、引き続き、同センターを中心とした総合的な保育人材確保対策に取り組むこととされている。

(2) 福祉・介護、保育の仕事の意義や魅力を伝える取り組みや学びの場の拡充及び市町村による取り組みの強化

(要望した結果報告)

- ・富山県福祉人材センターを総合窓口として、高校等への出前講座や福祉施設での体験学習にかかるマッチング等が実施されているところであるが、人材の確保を進めていくには、県民に幅広く福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを伝えていくことが重要であることから、予算を有効活用しながら事業を拡充していくこととされている。
- ・就職説明会の開催、高校生の保育所体験バスツアーの実施や、養成校学生への保育士の活動を伝える情報レターの送付などにより、次世代を担う保育人材の確保に努めることとされている。

(3) 物価高騰や経済情勢に応じた抜本的な処遇改善やキャリアパスの確立、介護福祉士等修学資金・保育士修学資金等による福祉人材の確保及び資質向上

(要望した結果報告)

- ・介護福祉士等修学資金の貸付については、平成29年度からの高校生の内定制度や外国人留学生への貸付開始など、県社協と連携しながらニーズに応じた制度の拡充が行われてきたところである。令和3年度からは、福祉系高校に通う学生への修学資金貸付や他分野からの介護分野等へ就職した方に対する就職支援準備金の貸付を開始したほか、令和6年度からは介護福祉士養成校等への入学者に対する修学資金貸付の返還免除要件である、県内での業務従事期間を5年から3年に縮小して活用の促進が図られたところである。今後とも、修学資金等による支援を継続して行えるよう、貸付原資の追加について、国からの照会等の機会を利用して適切に対応することとされている。
- ・令和8年6月から介護分野において、新たに処遇改善加算の対象範囲の拡大等が実施されることとなり、より多くの事業所が新しい処遇改善加算を取得できるよう、個別相談窓口を設置するとともに、新加算の理解促進を図るための説明会を開催することとされている。

(4) 富山県福祉カレッジの機能強化

（要望した結果報告）

- ・富山県福祉カレッジについては、福祉マンパワーの養成及び資質向上を図る中核的な拠点として、目的課題別研修等多くの研修に対して支援してきたところであり、各種研修の実績や効果を踏まえ、引き続き、福祉人材の養成及び資質向上のために支援を行うこととされている。

(5) 介護ロボット・ICT活用に向けた相談支援の拡充及び福祉現場における好事例の共有、導入促進や援助技術向上のための研修の実施

（要望した結果報告）

- ・とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護ロボットやICT等のテクノロジー導入に関する相談受付や研修を実施するほか、新たに訪問介護事業所におけるテクノロジー導入のモデル事業所を育成することとしており、引き続き介護事業所における生産性向上の取組みを支援することとされている。

3 住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくりについて

(1) 子どもから大人までの福祉教育を通じた地域福祉活動やボランティア・市民活動への参加促進に向けた支援拡充

（要望した結果報告）

- ・児童・生徒が地域で取り組むボランティア学習の推進や、社会人の地域活動やボランティア活動を促進するセミナーの開催など、ボランティア活動の参加促進を支援することとされている。

(2) ボランティアコーディネーター等の配置、資質向上等ボランティア活動推進体制の強化

（要望した結果報告）

- ・県民のボランティア活動への参加促進のため、県・市町村社協にボランティアコーディネーターを設置しており、そのコーディネーターの養成研修を実施するなど、身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援することとされている。また、災害救援市町村のボランティアセンターの運営力の強化など被災地支援の向上を図るための研修を実施することとされている。

(3) 高齢者の生きがい・健康づくり及び社会参加の促進への支援並びに地域活動の担い手養成の充実強化

（要望した結果報告）

- ・老人クラブや県社協等が行う高齢者の生きがい・健康づくりに関する取組みを引き続き支援することとされている。
- ・エイジレス社会活動実践塾の開催を通して、高齢者の社会参加や交流を促進するほか、元気な高齢者が介護助手（県愛称：「ケアサポーター」）として活躍できるよう、人材を求める介護事業所とのマッチングを支援しており、引き続き、高齢者の生きがいづくりや地域活動の担い手として活躍できる環境の整備に努めることとされている。

4 利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上について

(1) 第三者評価制度の推進及び苦情解決体制の整備促進

（要望した結果報告）

- ・第三者評価については、ホームページや広報誌等でのPRや、指導監査の機会に事業所へ受審を呼びかけるなど、さらなる受審率向上に向け取り組むこととされている。
- ・苦情解決体制については、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行うための相談、助言、調査等を行う運営適正化委員会の設置運営に引き続き支援していくこととされている。

(2) 第三者評価機関の拡充及び評価調査者の養成確保

（要望した結果報告）

- ・評価調査者の新規養成研修は3年に1度開催されているが、第三者評価の受審状況も踏まえ、効率的に養成できるよう開催頻度を検討することとされている。
- ・評価機関については、現在2機関が認証されているところであるが、受審数増加のためには、評価調査者の増加に加えて評価機関の増加が望まれるところであり、今後の受審状況を踏まえながら検討することとされている。

(3) 富山型デイサービスの機能強化や制度の狭間にある人々の地域の居場所等への支援充実

（要望した結果報告）

- ・富山型デイサービスについては、設置の促進と人材育成について引き続き支援することとされている。
- ・制度の狭間にある方の支援など包括的支援体制の整備が市町村の努力義務とされていることから、県としては、市町村において、ケアネット活動等を基盤とした包括的支援体制の整備が速やかに進められるよう引き続き支援することとされている。

(4) 社会福祉法人が福祉サービスの提供と地域づくりの双方を安定・継続的に行うため、社会福祉法人制度の根幹でもある法人税非課税の堅持

(要望した結果報告)

- ・令和4年度から社会福祉連携推進法人制度が施行され、社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や法人の経営基盤の強化、地域共生の取組みの推進などが可能となった。県内の具体的な動きを伺いながら、社会福祉法人の種別を超えた連携・協働化等による取組みを支援していくこととされている。また、公益法人等への課税の動きについても、引き続き注視していくこととされている。

5 災害時に対応できる地域づくりの推進について

(1) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制強化を含めた富山県災害福祉広域支援ネットワークのより一層の機能強化及び福祉人材の災害対応力強化

(要望した結果報告)

- ・令和元年10月に富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会、令和3年1月に災害派遣福祉チーム「富山DWA T」が設置され、令和6年1月能登半島地震では要請に基づき、石川県に応援派遣された。この活動から、福祉分野での被災地支援について振り返り、確認するなど検証し、今後の対応に活かすこととされている。
- ・引き続き、チーム員登録研修に加え、令和4年度から実施しているフォローアップ研修の実施により、体制強化に取り組むとともに、災害対応力の向上に繋がるよう、研修内容を検討していくこととされている。

(2) 災害派遣福祉チームや災害ボランティアセンターの平時からの活動のための財源確保

(要望した結果報告)

- ・災害派遣福祉チームについて、研修を実施するとともに、派遣の際に必要な備品を準備している。
- ・災害ボランティアセンターについて、ICT活用による運営を実現するための補助を行うとともに、災害ボランティアセンターの運営力の強化を図るための研修を実施することとされている。

(3) 社会福祉法人・福祉施設におけるサービス形態に応じた事業継続計画（BCP）の策定とその実効性を高める取り組みの支援

(要望した結果報告)

- ・令和6年度の介護報酬改定において、介護施設・事業所にBCPの策定が義務化されており、これまでも運営指導の際、適切なBCPの策定状況の確認・指導を行ってきたところであり、引き続き、運営指導体制の充実・強化に取り組むこととされている。

(4) 災害時における要配慮者への合理的配慮及び一般避難所や福祉避難所での支援の具体化並びに福祉的視点による災害ケースマネジメントができる人材の配置と養成

— (要望した結果報告) —

- ・ 内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき、市町村を通じて、避難者受入に必要な設備等の調査が実施されており、福祉避難所への避難の体制整備について市町村と意見交換することとされている。
- ・ 災害ケースマネジメントの円滑な実施のため、推進体制や人材養成など、他自治体の取組みを調査研究するとともに、市町村や関係団体とも連携しながら、各地域の実情に応じた取組みを進めることとされている。

(5) 災害救助法における救助の種類「福祉サービスの提供」に多様な災害福祉支援活動を位置づけるよう国への働きかけ

— (要望した結果報告) —

- ・ 被災地外からの組織的な人的支援を行うための派遣調整体制の構築など、幅広い災害福祉支援活動を展開するうえで必要な体制整備について、国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行うこととされている。

6 地域総合福祉拠点の富山県総合福祉会館（サンシップとやま）の早期復旧及び必要なメンテナンスへの対応

(1) 令和 6 年能登半島地震で被害を受けた富山県総合福祉会館（サンシップとやま）について、県民が早期に利用再開できるよう、損傷部分の修繕・復旧

— (要望した結果報告) —

- ・ 損傷部分の修繕・点検作業が完了し、昨年 12 月 2 日より 5、6 階、本年 5 月 8 日より 1 階福祉ホール、6 月 2 日より 7 階及び 2 階県民サロンの供用を再開し、全フロア共用再開となった。

(2) 開館 27 年目を迎える中、富山県の福祉の拠点にふさわしい安全かつ快適な活動の場となるよう、老朽化・省エネなどへの適切な対応

— (要望した結果報告) —

- ・ 県総合福祉会館（サンシップとやま）の老朽化への対応については、優先度が高いものから順に対応することとし、省エネ対応については、全館 LED 化が完了できるよう取り組むこととされている。

7 福祉関係団体の育成・支援について

多種多様な福祉関係団体の活動等に対する支援

— (要望した結果報告) —

- ・複雑化・困難化する福祉ニーズに的確に対応するための多種多様な福祉関係団体に対する助成活動等に対して、引き続き支援していくこととされている。